



報道関係者 各位

令和元年8月6日

【照会先】

埼玉労働局労働基準部賃金室

室長 津田 恵子

室長補佐 飯田 正幸

(電話) 048-600-6205

埼玉県最低賃金の改正を答申

－ 本年10月1日から28円引上げ時間額926円に －

令和元年8月5日、埼玉地方最低賃金審議会（会長 佐野勝正（さの かつまさ）公認会計士）は、埼玉労働局長（木塚 欽也（きつか きんや））に対し、全会一致で埼玉県最低賃金を本年10月1日から「時間額926円」とする旨の答申を行った。

この時間額926円は、現行の時間額898円を「28円」引き上げるもので、過去最大の引上げ額となる。

埼玉労働局長はこの答申を受け、今後、異議申出などの諸手続を経て、今月中に埼玉県最低賃金の改正を決定することとしている。

【参考】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (答申)
時間額	820円	845円	871円	898円	926円
引上げ額	18円	25円	26円	27円	28円
引上げ率	2.24%	3.05%	3.08%	3.10%	3.12%
改正発効日	27.10.1	28.10.1	29.10.1	30.10.1	元.10.1



令和元年8月5日

埼玉労働局長
木塚 欽也 殿

埼玉地方最低賃金審議会
会長 佐野 勝正



埼玉県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和元年7月5日付け埼労発基 0705 第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成29年10月1日改正発効の埼玉県最低賃金（時間額871円）は、平成29年度の埼玉県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

埼玉県最低賃金

- 1 適用する地域
埼玉県の区域
- 2 適用する労働者
前号の地域内の事業場で使用される労働者
- 3 適用する使用者
前号の労働者を使用する使用者
- 4 第2号の労働者に係る最低賃金額
1時間926円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和元年10月1日

埼玉県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件名 埼玉県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 871円
- (3) 発効日 平成29年10月1日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
12～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
平成29年度
- (3) 生活保護水準（平成29年度）
生活扶助基準（第1類費+第2類費+期末一時扶助費）の埼玉県内の人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（110,762円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると埼玉県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

$$871 \text{円 (埼玉県最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1箇月平均法定労働時間数)} \\ \times 0.823 \text{ (可処分所得の総所得に対する比率)} = 124,586 \text{円}$$